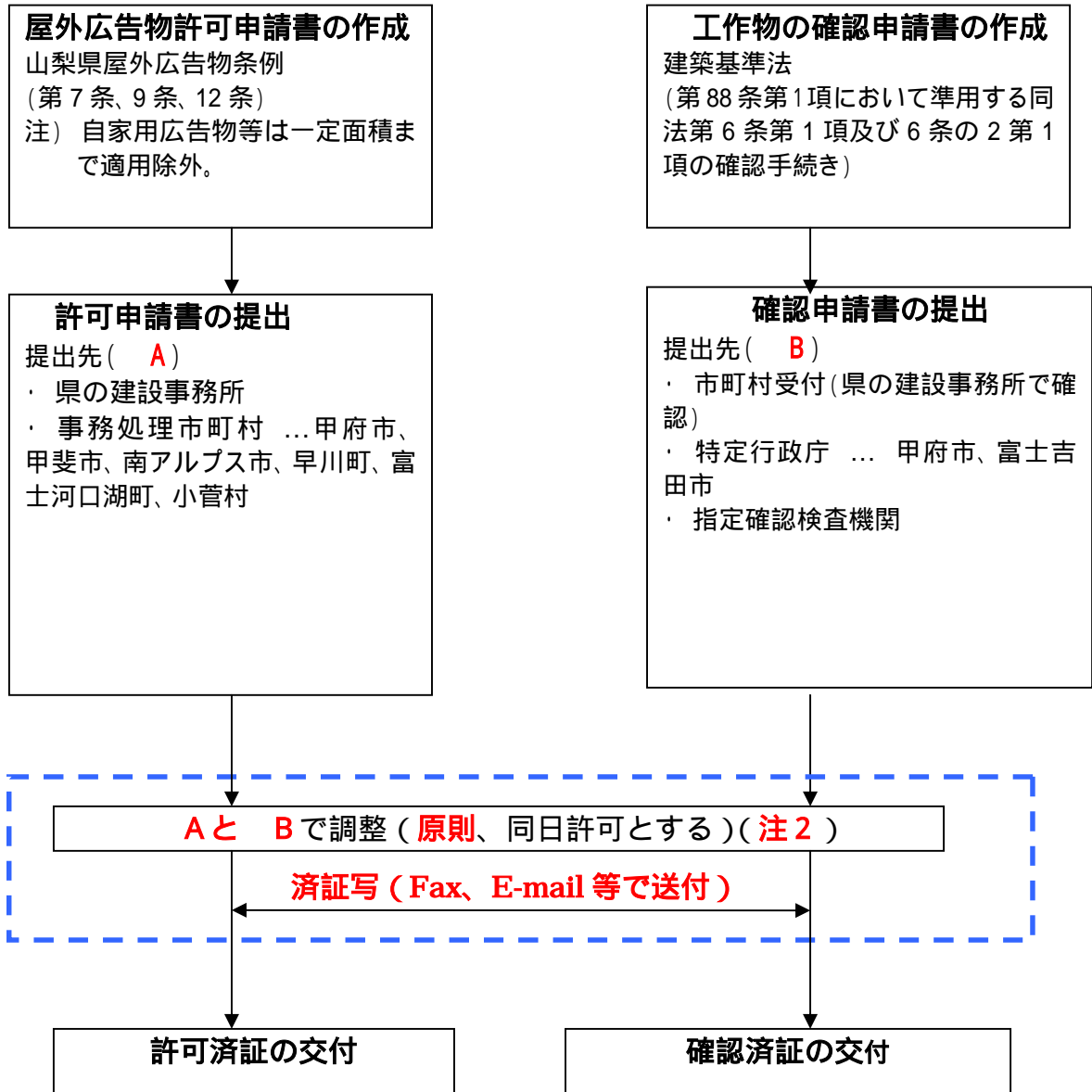


屋外広告物許可申請と工作物確認申請の調整について

(建植(独立)広告物の許可の流れ)

高さが4mを超える広告塔等は、山梨県屋外広告物条例による許可(適用除外となる場合を除く)とともに、建築基準法で規定する工作物の確認申請が必要になります。



注1 : 関係法令(道路法の占用許可等)についても注意すること

注2 : 建築物を利用した屋外広告物を設置する場合には、屋外広告物許可済証を工作物の確認申請書に添付すること

問い合わせ先

・ 土木部建築指導課

開発指導担当 TEL 055 - 223 - 1720 (屋外広告物担当)

建築審査担当 TEL 055 - 223 - 1735